

令和8年6月1日から診療報酬が変わります

診療報酬は、病院やクリニックでの「診療行為やサービス」に対して公的医療保険から支払われる報酬のことです。対象範囲等については、厚生労働省の告示で定められており、2年に1度改定され、令和8年6月1日より施行されます。**これに伴い、同一の診療行為でも自己負担額が変更となる場合があります。**

また、入院時の食事療養費及び居住費についての自己負担額が引き上げとなりますので、詳細は以下をご確認ください。

◆ 食事療養費標準負担額

食事療養費標準負担額とは、入院した時に係る食費の自己負担額です。今回の改定で、1食あたり約20～40円引き上げられます。

		1食あたりの負担額	
		現 行	令和8年6月1日以降
一 般		510円	550円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		300円	330円
住民税非課税世帯の場合	1年間の入院日数が90日目まで	240円	270円
	1年間の入院日数が91日目以降	190円	220円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合		110円	130円

◆ 65歳以上の方が療養病床に入院したときの生活療養標準負担額

生活療養標準負担額とは、65歳以上の方が療養病床に入院したときに係る食費や居住費などです。食費に係る負担額が1食あたり約20～40円、居住費が1日あたり60円引き上げられます。

	1食あたりの負担額		居住費（1日）	
	現 行	令和8年6月1日以降	現 行	令和8年6月1日以降
一 般	510円	550円	370円	430円
指 定 難 病 の 患 者	300円	330円	0円	0円
住 民 税 非 課 税 世 帯 の 場 合	240円	270円	370円	430円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	140円	160円	370円	430円